

★ 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第十一号）（生活衛生室）

一 改正の要旨

理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部が改正され、理容師養成施設及び美容師養成施設の入所者又は卒業者の数の届出を厚生労働大臣にすることとされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日